

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- | | |
|---------------|-----------|
| （1）線量計点検校正費用 | 金111,600円 |
| （2）線量計用電池購入費用 | 金5,250円 |

2 期間

- | | |
|---------------|-----------------------|
| （1）線量計点検校正費用 | 平成24年9月20日～平成27年5月15日 |
| （2）線量計用電池購入費用 | 平成25年2月3日 |

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金116,850円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1 第1項記載の損害項目（第1 第2項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月8日

（仲介委員 尾野恭史）